



# とらっく鳥取

## もくじ

●【行政通知】令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について	1
●【行政通知】「支えあう職場と企業活動を応援！感染発生時企業サポートセンター」を開設します	7
●【行政通知】献血の協力について(依頼)	8
●【協会通知】運行管理者試験 事前講習会の開催について	9
●【行政通知】降積雪期における防災態勢の強化等について(通知)	11
●【陸災通知】陸運と安全衛生 No.617	16
●第111回 トラック運送業界の景況感(速報)	18
●交通事故発生状況(10月末)	22
●栄えある運輸支局長表彰を受賞	23
●安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰受賞	24
●中国トラック協会 事故防止研修会を開催	25
●県出身国会議員に対する要望活動 ~令和3年度税制改正・予算に関する要望を実施~	26
●中国横断自動車道岡山米子線の「4車線化促進に向けた総決起大会」開催	26
●鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催される(中部・西部地区)	27
●鳥ト協 「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」開催される	28
●鳥ト協 エコドライブ講習会を開催(東部地区)	29
●鳥ト協 エコドライブ講習会を開催(中部地区)	30
●鳥ト協 人材確保労働セミナーを開催	31
●陸災防「荷主向け荷役作業安全ガイドライン講習会」開催される	32
●ドライバー確保に向けたトラック運送業セミナーを開催	33
●「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業」説明会を実施	33
●小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画	34
●鳥取県トラック協会が自主防災訓練を実施	34
●初任運転者教育安全運転研修を開催	35
●東部地区親睦レクリエーション バスツアーで親睦とリフレッシュ!	35
●西部地区連絡協議会 親睦レクリエーションを実施	35
●鳥ト協 自動車安全運転センターから感謝状を授与	36
●中部トラック組合 鳥取県へ新型コロナウイルス感染症対策に対する寄付を贈呈	36
●「トラックの日」広報ポスター 道の駅で掲示	37
●中国ブロック青年部協議会 研修会を開催	37
●令和2年度中国霊柩自動車協会 中国ブロック研修会開催される	37
●新聞記事のご紹介	38
●求荷求車情報ネットワーク(WebKIT) 成約運賃指数について	39
●適正化事業・巡回指導報告書(令和2年10月実施分)	40
●会員事業所の異動	41
●軽油価格推移表(2020年10月)	42
●11月 業務日誌	43
●12月 行事予定	44

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★  
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



## 行政通知

# 令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

一般社団法人 鳥取県トラック協会 会長 殿

中国運輸局鳥取運輸支局長

標記について、中国運輸局長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、傘下会員に対し別添の様式による自主点検及び年末年始における輸送の安全確保に万全を期すよう周知願います。

※各事業者(会員)については、**1月14日(木)**までに(一社)鳥取県トラック協会宛、FAX送信等で提出してください。  
(FAX 0857-27-7051)

別添

## 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目 ～事故防止等に関する安全総点検及びテロ対策等の点検～

令和2年11月27日

中国運輸局

当局管内における令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検は、本省通達「令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について」(令和2年11月24日付け国総務第188号・国官危管第13号)によるほか、次のとおり実施する。

### I. 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、令和3年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。)を実施する。

### II. 期間

令和2年12月10日(木)～令和3年1月10日(日)

### III. 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

(運輸)

1. 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
2. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況(危機管理)
3. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
4. 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

### IV. 実施事項

各分野の主な実施事項及び重点事項は、以下のとおりとする。

#### 1. 共通事項

##### (1) 周知徹底

関係事業者に対し、総点検の趣旨、期間、実施事項等を文書でもって通知し、自主点検を実施させることとする。

(2) 広報

- ①中国運輸局ホームページに掲載する。
- ②庁舎に懸垂幕、立て看板等を掲出する。
- ③報道機関に実施概要を発表する。

(3) 報告

関係事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況についても併せて報告させるものとする。

2. 鉄軌道・索道輸送関係 [省略]

3. 自動車関係 (交通政策部、自動車交通部、自動車技術安全部、運輸支局及び自動車検査登録事務所)

自動車局重点点検事項 (※は全省共通重点点検事項)

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 健康管理体制の状況 (※)
- (3) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 (※)
- (4) 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- (5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況 (特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)

自動車交通関係点検事項 (※は全省共通重点点検事項)

- (1) 点呼の実施、運転者に対する指導監督 (※) の実施状況
- (2) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (3) バスターミナル及び自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (4) 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況 (※)
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況 (※)
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況 (※)
- (7) 貨物利用運送事業における危険物輸送を管理するための体制整備状況

(1) 事業者への指示事項

関係事業者への周知は、IV. 1. (1)によるほか、関係団体が開催する会議等に積極的に出席して指導に努め、次の事項を指示するものとする。

特に、新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

- ①総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ②自動車局重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③総点検の結果について報告を行うこと。

(2) 事業者における点検事項実施状況の点検

- ①点検事項実施状況の点検のための立入検査については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。  
なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施機関に限らず前倒しする等、適宜実施するものとする。
- ②立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④点検事項に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

(3) 街頭車両検査等

- ①運輸支局等は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

(4) 自己点検

自ら、自然災害・事故・事故等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するものとする。

4. 海上交通関係 (海上振興部、海上安全環境部、運輸支局及び海事事務所) [省略]

自主点検表(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

切  
り  
取  
り  
線

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	<p>車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。(※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。</p>		
(2)	<p>車輪脱落事故を防ぐため、①計画的にタイヤ交換作業を行っているか、②ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪脱落が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか、③冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者を実施させているか、④ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか、⑤冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(3)	<p>自社でタイヤ交換作業を行った車両による車輪脱落事故が多く発生していることから、①自社でタイヤ交換作業を行った場合には、タイヤ交換作業の結果を記録しているか、②増し締めの結果を記録しているか、③運行前点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実施されているか。④特に、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキングを施す、又は、市販化されているホイールナットマーカ―を活用したマーキングのいずれの確認手法により実施されているか。 (車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(4)	<p>この期間中にホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか(締め付けトルク不足が発見された車両数及び発見されなかった車両数を記載。) (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
(5)	<p>スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への裝飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。		
(7)	<p>交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。</li> <li>・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。</li> <li>・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。</li> </ul>		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者と連絡するよう運転者に指導しているか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		

5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

## 行政通知

### 「支えあう職場と企業活動を応援！感染発生時企業サポートセンター」を開設します

鳥取県商工政策課

県内企業にお勤めされる従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染した際、円滑な職場復帰とともに、事業活動における取引維持等を支援するため、以下のとおり専用のワンストップ相談窓口を開設します。

各種労働・経営相談のほか、職場内の感染拡大防止対策、従業員が受けた誹謗中傷、差別の問題など、連携サポート窓口とともに、各種御相談に応じてまいります。

記

#### <設置する相談窓口>

- (1) 名称 支えあう職場と企業活動を応援！感染発生時企業サポートセンター
- (2) 開設日 10月28日(水)
- (3) 窓口場所及び相談ダイヤル

相談窓口(場所)	専用相談ダイヤル	受付時間
東部ワンストップセンター (本庁商工労働部内)	0857-26-7602	9:00～17:00 (平日)
中部ワンストップセンター (中部総合事務所内)	0858-23-3985	
西部ワンストップセンター (西部総合事務所内)	0859-31-9637	

※ 土日祝日については、中小企業向けワンストップ相談窓口(TEL:0120-833-877、8:30～17:15)までご相談ください。

※ 中小企業労働相談所(みなくる)、新型コロナ克服くらしの安心相談窓口、人権相談窓口、接触者等相談センター等と連携してサポートしていきます。

#### (4) 主な受付内容

- ・取引減等による経営相談、従業員からの労働相談
- ・従業員や接触者の行動調査・検査等の調整
- ・職場の感染拡大防止対策等の指導・助言
- ・従業員が受けた誹謗中傷、差別に対する相談 等

支えあう職場と企業活動を応援！

#### 感染発生時企業サポートセンター



県内企業にお勤めされる従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染した際、円滑な職場復帰とともに、事業活動における取引維持等を支援します。

区分	ご相談窓口(平日 8:30～17:15)	
東部	東部ワンストップセンター (鳥取県商工労働部内)	0857-26-7602
中部	中部ワンストップセンター (鳥取県中部総合事務所内)	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター (鳥取県西部総合事務所内)	0859-31-9637

#### 主な相談受付



- 取引減等による経営相談、従業員からの労働相談
- 従業員や接触者の行動調査・検査等の調整
- 職場の感染拡大防止対策等の指導・助言
- 従業員が受けた誹謗中傷、差別に対する相談 等

➢ 中小企業労働相談所(みなくる)、新型コロナ克服くらしの安心相談窓口、人権相談窓口、接触者等相談センター等と連携してサポートしていきます。

土日祝日については、中小企業向けワンストップ相談窓口  
(TEL:0120-833877、8:30～17:15)までご相談ください。

#### <お問い合わせ先>

鳥取県商工労働部商工政策課(鳥取市東町一丁目220)  
TEL:0857-26-7602 FAX:0857-26-7213



## 行政通知

### 献血の協力について（依頼）

鳥血献第 183 号  
令和 2 年 11 月 2 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会 会長様

鳥取県赤十字血液センター所長

現在、医療機関への血液需要は増加している中で、新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、献血バスの中止などによる献血者減少を懸念しております。このような状況においても、他に代わるものがない輸血医療に使用される輸血用血液を日々安定的に患者さんへお届けする必要があります。

そこで、現代の医療が成り立たないことのないよう、輸血用血液の在庫量を適切な水準で維持していくことが極めて重要です。

つきましては、公務ご多忙のこととは存じますが、下記の期間で会員の方々にご協力をいただきたく、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1 期 間 令和 2 年 11 月 8 日（日）～令和 2 年 12 月 30 日（水）

2 場 所 ①鳥取県赤十字血液センター

（鳥取市江津 370-1）

9 時 00 分～ 12 時 30 分、13 時 30 分～ 16 時 00 分（日・月・火・水・金）

\* 11 月 23 日（月）は休所いたします

②献血ルームひえづ

（西伯郡日吉津村日吉津 1160-1 イオンモール日吉津東館 1 F）

9 時 30 分～ 13 時 30 分、14 時 30 分～ 16 時（日・火・木・土）

3 種 別 400 m L 献血

※お問合せ等がございましたら、鳥取県赤十字血液センター TEL（0857）24-8101 献血推進課までご一報ください。

## 協会通知

### 運行管理者試験 事前講習会の開催について

(一社) 鳥取県トラック協会

「令和2年度第2回運行管理者試験」が、令和3年3月7日(日曜日)に実施されます。(一社)鳥取県トラック協会では、3月7日に受験を予定されている皆様方の受験対策の一助として、下記のとおり事前の講習会を開催することになりました。

この機会に参加頂き、来る試験に向けての準備に役立てて頂けると幸いです。

当日はマスクの着用など、感染症予防対策にご協力ください。

#### 記

- 日時 令和3年2月2日(火曜日) 9:30～16:30  
9:00より受付を開始いたします。(昼休憩 12:00～13:00)
- 場所 (一社)鳥取県トラック協会 3F 研修室  
鳥取市丸山町 219-1 (TEL 0857-22-2694)
- 講師 独立行政法人 自動車事故対策機構  
石山 栄樹 氏
- 受講料 無料
- その他 当日は資料を配布して講習をいたします。  
準備の都合上、1月25日(月)までに FAXでご連絡ください。

注：この講習会は、受験資格を得るための基礎講習ではありません。  
試験対策について重点個所に内容を絞って講習を行います。  
昼食については、各自でご準備願います。

(一社)鳥取県トラック協会 行  
(FAX 0857-27-7051)

### 運行管理者試験 事前講習会申込書

事業所名	(会員・非会員)	(ご担当名)
	TEL:	FAX:
受講者名		受講者名

# 安全運転への必須アイテム

## 『運転記録証明書』

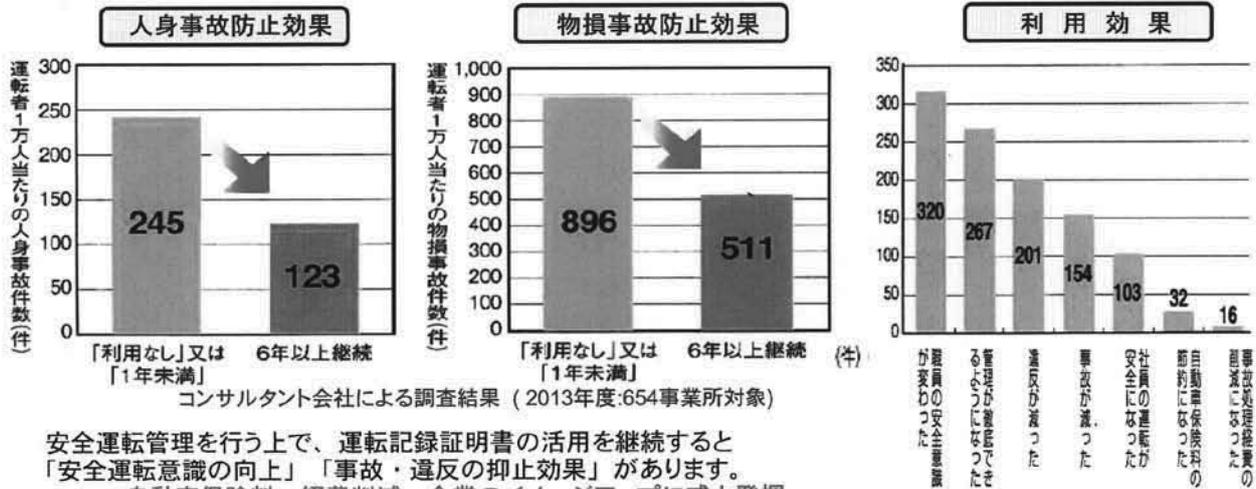
102-0084	整理番号	200611228		
東京都千代田区二番町3番地 龍町スクエア 日本太郎 見本				
運転記録証明書				
申請者	氏名	日本太郎		
	生年月日	昭和36年1月10日		
	免許証番号	301123445678900		
証明事項	行政処分前歴	0回	解決点数	3点
	年月日	内容	点数	
	平成24年7月29日	安全運転義務違反(軽微事故)	6点	
	平成24年8月30日	停止30日(超過29日)	**	
	平成26年8月16日	記号無効(赤色等)	2点	
	平成27年6月16日	速度超過(20以上25未満)指定	2点	
	平成28年3月1日	麻酔へんし状有義務違反	1点	
		以下空白		
平成27年4月1日は現在の過去5年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。				
平成28年4月1日				
自動車安全運転センター 〇〇〇事務所 印				

☞ 事業所全体の事故・違反の状況の把握、分析と対策の実施

☞ 個々の従業員に対する動機付けと具体的な安全運転指導

などに有効活用できます!!

## 運転記録証明書の活用で事故等が減少!!



安全運転管理を行う上で、運転記録証明書の活用を継続すると「安全運転意識の向上」「事故・違反の抑止効果」があります。  
～ 自動車保険料、経費削減、企業のイメージアップに威力発揮

### 活用事業所の声

- ◎ 運転記録証明書を活用するようになって、運転者の意識も変わり、事故・違反件数が減少傾向にある。
- ◎ 運転記録証明書を活用するようになって、事故・違反の把握ができるようになった。
- ◎ 社員からの事故・違反の報告漏れがなくなった。

多くの企業の方にご活用頂いております。お気軽にご相談下さい。



安全運転をつくろう!

自動車安全運転センター 鳥取県事務所

〒680-0841 鳥取市吉方温泉2丁目501-1 (鳥取県運転免許センター内)

☎ 0857-50-1288 FAX 0857-25-1733

<http://www.jsdc.or.jp/>

検索

## 行政通知

# 降積雪期における防災態勢の強化等について（通知）

鳥防第4号  
令和2年11月24日

市町村防災会議会長  
当県の区域を管轄する指定地方行政機関の長  
陸上自衛隊第8普通科連隊長  
当県の地域で業務を行う指定公共機関、指定地方公共機関の長

様

鳥取県防災会議会長  
鳥取県知事 平井 伸治  
(公印省略)

中央防災会議会長から別添とお知らせがありました。

ついては、これまでの大雪による教訓を踏まえ、気象情報等を活用して早期の体制の確保やきめ細かな情報提供等に努めるとともに、関係機関との連携等により迅速かつ的確に緊急対応を行うなど降積雪期における防災態勢の確保に万全を期されるようお願いします。

なお、本年度はコロナ禍であることを踏まえ、防災体制の整備や避難所運営に当たっては、感染症対策に配慮した対応を併せてお願いします。

鳥取県防災会議事務局  
(鳥取県危機管理局危機管理政策課)  
担当 原  
電話 0857-26-7584  
FAX 0857-26-8137  
電子メール harak@pref.tottori.lg.jp

別 添

中防消第12号  
令和2年11月20日

鳥取県防災会議会長 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)  
菅 義偉

## 降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、降積雪期においては、依然として災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年では、平成18年豪雪において152名に上る多数の死者が発生している。一昨年冬期は、12月末の強い冬型の気圧配置による北・東日本日本海側を中心とした暴風雪や大雪などにより、死者40名、重傷者277名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生し、市民生活に影響を及ぼしたところである。

また、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化の進展、除雪の担い手となる建設業者等の減少が課題となっていることに注意が必要である。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要がある。

ついては、これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うようお願いする。

また、以上について、「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府：平成31年1月作成)の内容を含め、貴管下関係機関へ周知徹底をお願いする。

## 記

### 1. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

#### (1) 総合的な防災体制の確立

国、関係団体、住民等と一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、事前に情報連絡要員の派遣を要請する等連携を強化すること。なお、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報（早期注意情報（警報級の可能性）や、現象の経過、予想、災害上の留意点の解説等）、注意報及び警報（平成29年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）を活用して、夜間休日も含めた宿日直体制や職員の参集、災害対策本部の適切な設置等による災害即応体制を確保した上、早めの対応をとること。

また、積雪による停電等、庁舎が被災した状況にあっても災害対策機能が維持されるよう、非常用発電機の設置及び燃料の備蓄による電源の確保を行うとともに、庁内の設備等について定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、体制の整備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

#### (2) 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、大雪に関する早期天候情報、1か月予報等による長期的な降雪量予報等（以下「防災気象情報等」という。）や降積雪の状況等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起すること。

また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の活用を促進するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語での情報発信等により避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずること。

#### (3) 適切な道路管理及び交通対策

ア 集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等においては、各道路管理者が連携の上、早期通行止めやチェーン規制の実施等により連鎖的滞留の防止を図ること。

イ あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め等の情報提供等を行うとともに、広域迂回及び需要抑制の呼びかけの実施や、車両待機場所の確保など、道路ネットワーク全体への影響の最小化に努め、適切な道路管理及び交通対策を実施すること。

ウ 雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図ること。

エ 降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、平成26年11月及び平成28年5月の災害対策基本法の改正・施行により、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者による立ち往生車両・放置車両対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第76条の6の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。

#### (4) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等関係事務の弾力的な運用を行う等の取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

#### (5) ライフライン事業者及び鉄道事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者及び鉄道事業者等と連携して、大雪、暴風雪等による障害発生未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に速やかに対応できるような体制を構築すること。

#### (6) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得ることに留意すること。

### 2. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発・注意喚起等

#### (1) 在宅時の安全な過ごし方等について

大雪、暴風雪等が予想される場合に不要不急の外出を避けること、懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備すること、FF式暖房機の給排気口付近の除雪状況を確認すること等について、住民等への普及啓発活動を

実施すること。

また、要配慮者の安全確保について、特に配慮すること。

(2) 車両の運転等について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避け、やむを得ず車両を運転する場合は、以下の点について注意すること。

ア 事前の気象情報、道路情報等を確認すること。

イ 車両の点検整備を確実にし、スタッドレスタイヤを装着すること。大雪時に、スタッドレスタイヤを装着してもなお、立ち往生するおそれがあるので、チェーンを装着又は携帯すること。

ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等を準備し、道路状況に応じた無理のない運転に努めること。

エ 暴風雪の際の早期避難、車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機時のマフラーの定期的除雪及び適切な換気による一酸化炭素中毒の防止、立ち往生してやむを得ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の目立つ場所に残すこと等が重要であること。

上記について、車両運転者、関係団体等への普及啓発活動を実施すること。なお、本格的な降積雪期を迎えるに当たって広く周知するのみならず、大雪が予想される場合にも改めて周知すること。

(3) 防災気象情報等の活用について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、住民一人ひとりが的確に安全確保の行動がとれるよう、気象情報、注意報及び警報（平成 29 年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）を活用して早めの行動をとることの重要性について普及啓発活動を実施すること。

(4) 孤立のおそれがある地域における対策について

地方公共団体においては、豪雪により孤立のおそれがある地域をあらかじめ把握し、当該地域の住民に対して、食料、水、燃料等の十分な備蓄を図るよう普及啓発を促進すること。

特に、別荘地等の住民登録をしていない者が多い地域については、日頃から、当該地域が孤立のおそれがあることと併せて、孤立した場合の対応や市町村の連絡窓口の周知を図る等の対応を検討しておくこと。

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

一昨年冬期の雪による犠牲者が、雪下ろし等除雪作業中の死者であることを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 歩行型ロータリ除雪機による事故防止

一昨年冬期の歩行型ロータリ除雪機による事故件数が少なくとも 54 件（うち死亡 2 件、重傷 22 件、軽傷 30 件）あったことを踏まえ、歩行型ロータリ除雪機にひかれる、除雪機と壁等に挟まれる、オーガ（雪をかき崩し、収集するための装置）等に巻き込まれる、投雪口に手を突っ込み負傷するなどの事故の防止等の留意点について注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

(3) 高齢者の事故防止

一昨年冬期の雪による犠牲者のうち、65 歳以上の高齢者の死者が約 9 割であることを踏まえ、市町村は、支援の必要な高齢者宅の状況を消防機関や福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪できるよう取り組むこと。

4. 除雪体制等の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障害者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を組織的に行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられることから、市町村は、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組を奨励するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを促進すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、地域での活動等の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等を注視しつつ、クラスターが発生することがないように、感染防止対策の徹底を奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障害者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を強化し、受援体制の整備に努めること。

また、除雪ボランティアの受入れの際には、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底を図る等、安全確保対策を十分に講ずること。

加えて、上記（1）に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制を整備すること。

(3) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域においては、当該地域の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の除雪機材、人員を有する地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用する等、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進し、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行われるよう、体制の整備に努めること。

また、普段降雪の少ない地域については、当該地域外の除雪機材や知見等を有する地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用するなどの対応について検討すること。

加えて、上記(1)に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制を整備すること。

(4) 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、大雪に備え、他の道路管理者等と連携してタイムラインを策定するとともに、管理する道路について、あらかじめ除雪を優先する区間を設定し、除雪機械の配備を行うなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じること。

(5) 資機材等の確保支援

異常な降雪等、地域の除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合、当該地域外からの資機材や除雪機械等の派遣による支援等により、除雪を行うために必要となる人員及び機材を継続的に維持することができるよう配慮し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

(6) 空き家等の対策

ア 空き家等については、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において除雪を実施させる取組を促進すること。また、関係条例の制定等空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組も参考にしつつ、その取組を推進すること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを市町村に対し周知すること。

(ア) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第64条第1項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(イ) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第4条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(7) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

市町村が主体となって、関係機関の協力の下に、次のような取組を行うこと。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設(例えばスキー場)等の利用者等(以下「周辺住民等」という。)に対して周知すること。その際、要配慮者等に配慮すること。

防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発

表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発を行うこと。

(3) 遅滞のない避難勧告等の発令

ア 災害対策基本法第61条の2に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等について助言を求めることができることに留意すること。また、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 市町村長は、降積雪の状況、防災気象情報等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、周辺住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携して情報収集し、遅滞なく避難勧告等を発令し、避難行動を促すこと。

また、避難勧告等の発令に際しては、空振りをおそれずに早めに出すことを基本とし、住民等に対して適時・適切・確実に情報を提供するとともに、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう、避難路や避難先等、避難に際し、必要な情報提供も含め、日頃から周知徹底を図ること。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達

避難勧告等の伝達については、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メール、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段や消防機関、自主防災組織等による伝達等効果的かつ確実な手段を複合的に活用するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語での情報発信等により避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じ、対象地域の周辺住民等に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう日頃からの点検・整備を行うこと。

(5) 避難所の開設・運営

大雪時の避難所の開設・運営に当たっては、施設の安全性等に留意の上で行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」（令和2年6月16日事務連絡）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）について」（令和2年7月6日府政防第1327号、消防災第130号、健感発0706第1号、観観産第331号）等の内容を踏まえた対応をとること。特に、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館に加え国及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用に向け関係機関、市町村等と連携・調整を図るなど、必要な対策を講ずること。その際、自宅療養者や濃厚接触者については、保健福祉部局と十分に連携の上、適切な対応を事前に検討すること。

6. 要配慮者に対する情報収集、警戒避難体制の整備等

(1) 平常時及び緊急時の適切な情報収集

平常時より、市町村、消防機関、福祉関係機関等は、相互に連携し、高齢者等の要配慮者宅や関連施設について、巡回等により状況を把握すること。また、透析患者等、豪雪により孤立した場合等に特に配慮が必要と考えられる者に対しては、平時から把握し、対応を検討しておくこと。

(2) 警戒避難体制等の整備

要配慮者の情報収集を行った結果、大雪、暴風雪等の際に除雪が困難又は身体に危険が及ぶと判断される場合においては、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力による、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段の確保等、警戒避難体制等の整備に努めること。

(3) 避難行動要支援者の避難支援等

自ら避難することが困難な高齢者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難の支援、安否の確認等を実施すること。

以上



## メンテナンス 必要なのは体だけ？ 心の病は大丈夫？

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品



令和2年11月 No.617  
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号  
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表  
<http://www.rikusai.or.jp>  
 （印刷物による年間購読料 3,600円）



## フレコンの倒壊による死亡災害

### 【怖い崩壊・倒壊】

事故の型が崩壊・倒壊に分類される労働災害は様々ありますが、今回取り上げるのは、フレコン（フレキシブルコンテナ）の倒壊による死亡災害です。

フレキシブルコンテナは、その名のとおり柔軟性に富んでいるので、海上コンテナ・鉄道コンテナの様に一つひとつが完全に同じ形状を持っている訳ではありません。

そのため、直に積み重ねる場合には、特に注意が必要です。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程の中でも、「フレキシブルコンテナ入りの荷は、2段積み以下とし、目落し積みとすること。」としています。

次に2件の死亡災害事例を示します。

### 【死亡災害事例1件目】

被災者は、フォークリフトを用いて、屋外に置かれていたペレット（固形燃料）の運搬作業に従事していました。製造作業場所に戻ってこなかったため、同僚が探したところ、ペレットの入っていたフレコンバッグ（約1t）の下敷きになった状態で発見されました。

（1段目のフレコンバッグが破れたため、中のペレットが漏れ出したことにより、2段目のフレコンバッグが安定度を失い、倒壊して被災したものと考えられます。）

### 【死亡災害事例2件目】

高さ約3mで3段積みとしていたフレコンバッグ（シリカ粉入り）が荷崩れを起こし、被災者は約640kgの3段目のフレコンバッグの下敷きとなり、圧死しました。

（なお、災害の現認者はいませんでしたが、1段目のフレコンバッグが破れシリカ粉が散乱し、ガムテープが残っていたことから、被災者は1段目のフレコンバッグの破れを、ガムテープで補修していたものと思われます。）

### 【原因】

1件目に関しては、フレコンバッグをどの様に運搬していたのか詳細は分かりませんが、フォークリフトを用いて…ということなので、作業中もしくは空車で移動中に、フォークの先で

バッグを引っ掛けるなどして傷を付けてしまったのかもしれませんが、それに気付き、フォークリフトを置いて、傷の状態を確認しに近づいた時に、急速にペレットの流出が起こり、2段目のフレコンが倒れ掛かったとも考えられます。

2件目に関しては、これもバッグが破れた原因は分かりませんが、気付いた被災者が、何とか補修できると考え、流れ出るシリカ粉を除けながらガムテープを貼ることに集中し、崩れ落ちてくる3段目のフレコンバッグには注意を向けられなかったと想像できます。



出典：職場のあんぜんサイト

### 【対策】

- 1 文頭にも書きましたが、フレコンは2段積みまでとし、目落し積みとしましょう。（今回の事例で分かる様に、フレコンの倒壊は大変怖いものです。全従業員がこの怖さを知ることが大切です。高さが2m以上のはい作業には「はい作業主任者」の選任が必要です。）
- 2 バッグの損傷に注意を払いましょう。特にフォークリフトの爪による損傷に注意が必要です。（フレキシブルコンテナ本体は、化学繊維で織られたシートですので、鋭利なものが当たれば、すぐに破れます。）

### 【その他大切なこと】

フォークリフトでフレコンを吊り上げることは、転倒によるオペレーターの死亡事故につながる、大変危険な行為であることを認識してください。

# 業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年10月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～9月 [速報値]		令和元年1月～9月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～9月 [速報値]		令和元年1月～9月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	511	100.0	548	100.0	-37	-6.8	80,332	100.0	79,591	100.0	741	0.9
製造業	83	16.2	92	16.8	-9	-9.8	16,575	20.6	17,352	21.8	-777	-4.5
鉱業	4	0.8	5	0.9	-1	-20.0	132	0.2	135	0.2	-3	-2.2
建設業	180	35.2	173	31.6	7	4.0	9,692	12.1	9,790	12.3	-98	-1.0
交通運輸業	7	1.4	7	1.3	0	0.0	1,765	2.2	1,997	2.5	-232	-11.6
陸上貨物運送事業	50	9.8	60	10.9	-10	-16.7	10,326	12.9	10,043	12.6	283	2.8
港湾荷役業	3	0.6	5	0.9	-2	-40.0	231	0.3	275	0.3	-44	-16.0
林業	26	5.1	29	5.3	-3	-10.3	877	1.1	878	1.1	-1	-0.1
農業、畜産・水産業	25	4.9	18	3.3	7	38.9	2,001	2.5	1,806	2.3	195	10.8
第三次産業	133	26.0	159	29.0	-26	-16.4	38,733	48.2	37,315	46.9	1,418	3.8

資料出所：厚生労働省

## 業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月～9月)

令和2年10月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業		511	133	14	24	35	39	76	100	4	86
製造業		83	17	4	6	7	7	22	1	0	19
建設業		180	65	4	11	17	12	18	27	1	25
交通運輸業		7	2	0	0	0	1	1	2	0	1
その他		191	35	6	6	8	19	27	50	2	38
陸上貨物運送事業		50	14	0	1	3	0	8	20	1	3
同上対前年増減		-10	3	-1	-3	1	-4	3	-7	1	-3

## 業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月～9月)

令和2年10月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		10,326	2,885	1,675	791	437	298	506	1,075	468	10	1,805	376
同上対前年増減		283	66	81	24	-10	-7	-61	-34	-75	-1	270	30

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの  
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

## 第111回

# トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年7月～9月期

---

---

今期の大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（日銀短観9月調査）は、停滞していた経済活動が再開したことなどにより、▲27と前回調査（6月）から7ポイント改善した。

こうしたなか、令和2年7月～9月期のトラック運送業においては、コロナ禍での通販需要の拡大により、「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、経常損益ともに大幅な改善となった。「一般貨物」及び「宅配以外」でも輸送量、経常損益等がやや回復基調となったことから、業界の景況感は▲91.7（前年同期比）となり、前回（▲112.5）から20.8ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、企業活動の本格的再開や個人消費の復調等により、輸送量等はゆるやかに回復することが見込まれることから、▲78.5（今回▲91.7）と13.2ポイント改善する見込みである。

---

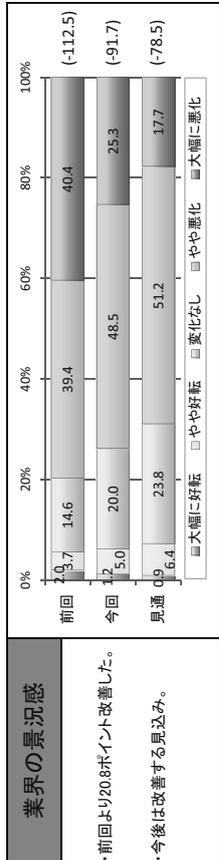
---

令和2年11月13日

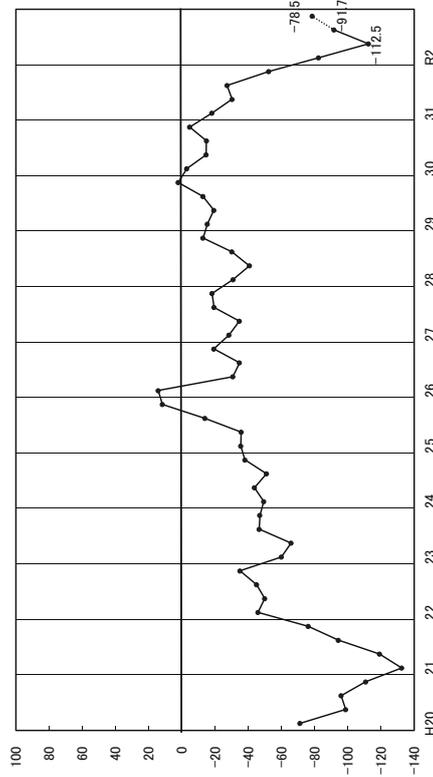
公益社団法人 全日本トラック協会

## 1 業界の景況感: 今回(令和2年7月～9月期)の概況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界の景況感、「好転」とした事業者は6.2%(前回5.7%)、「悪化」とした事業者は73.8%(前回79.8%)で、判断指標は▲91.7となり、前回(▲112.5)から20.8ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界の景況感の今後の見通しは、▲78.5(今回▲91.7)と13.2ポイントと改善する見込みである。</li> </ul>



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)の上段は前回(R2.4月～6月期)の状況、中段は今回(R2.7月～9月期)の状況、下段は今後(R2.10月～12月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

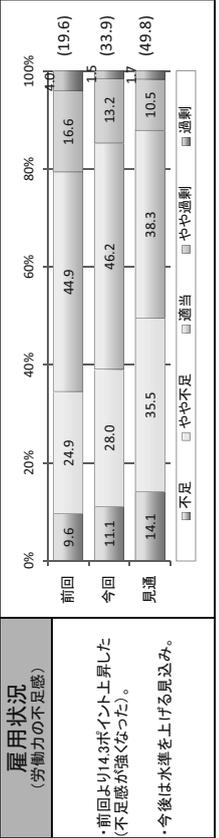
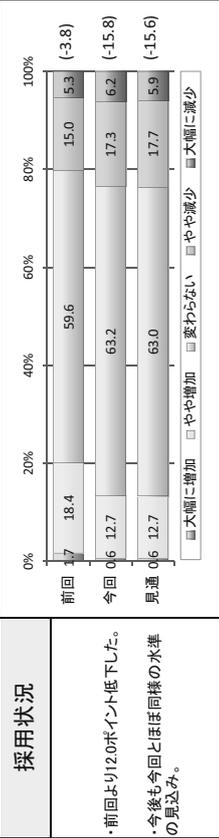
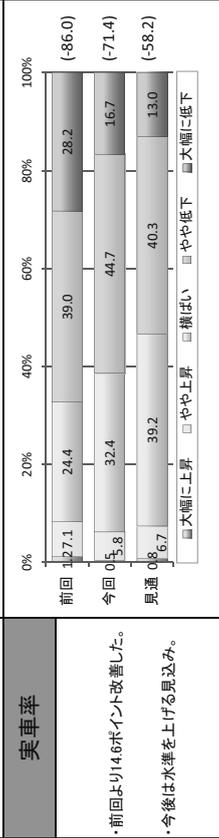
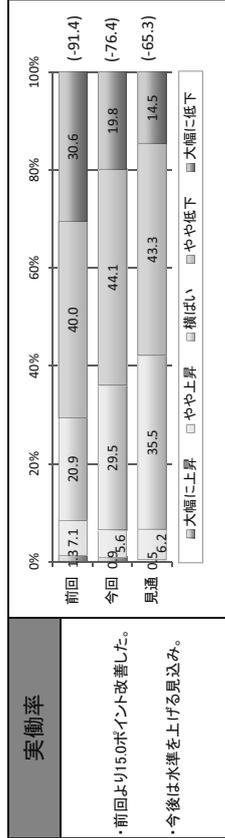
(注2) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)右側にあるカテゴリー内は判断指標。各判断指標は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100/5とする。各判断指標を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答者の和)  
 指標 = ((+2×a1) + (+1×a2) + (0×a3) + (-1×a4) + (-2×a5)) ÷ A × 100

## 2 共通の概況①: 今回(令和2年7月～9月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲76.4(前回▲91.4)と15.0ポイント改善、実車率は▲71.4(前回▲86.0)と14.6ポイント改善し、前回と比較して輸送効率は改善した。</li> <li>採用状況は▲15.8(前回▲3.8)と12.0ポイント低下し、雇用状況(労働力の不足感)は33.9(前回19.6)と14.3ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなった。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲65.3(今回▲76.4)と11.1ポイント改善、実車率は▲58.2(今回▲71.4)と13.2ポイント改善し、輸送効率は改善する見込みである。</li> <li>採用状況は▲15.8(今回▲15.8)と0.2ポイント改善、雇用状況(労働力の不足感)は49.8(今回33.9)と15.9ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。</li> </ul>



(注) 雇用状況については、上段は前回(R2.4月～6月期)の状況、中段は今回(R2.7月～9月期)の状況、下段は今後(R2.10月～12月期)の見通しを示しているが、前年度(前回は前年同期比ではなく、その期の状況、見通しは前年同期比の見通し)を基準としている。

### 3 共通の概況②：今回（令和2年7月～9月期）の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲59.2(前回▲65.4)と6.2ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲53.3(前回▲63.5)と10.2ポイント増加した。</li> <li>経常損益は▲74.5(前回▲93.4)と18.9ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲43.9(今回▲59.2)と15.3ポイント増加、貨物の再委託は▲39.8(今回▲53.3)と13.5ポイント増加する見込みである。</li> <li>経常損益は▲63.5(今回▲74.5)と11.0ポイント改善し、経常損益の水準を上げる見込みである。</li> </ul>

<b>所定外労働時間</b>	<p>前回 16.3 32.9 40.5 17.9 (-65.4)</p> <p>今回 14.1 40.8 42.1 11.8 (-59.2)</p> <p>見通し 15.6 47.0 37.0 8.2 (-43.9)</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>
<b>貨物の再委託</b> (下請運送会社への委託割合)	<p>前回 25.6 42.0 26.9 23.3 (-63.5)</p> <p>今回 26.1 47.0 29.7 16.1 (-53.3)</p> <p>見通し 26.1 56.1 25.0 11.7 (-39.8)</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 変わらない ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>
<b>経常損益</b>	<p>前回 7.5 18.1 41.4 31.4 (-93.4)</p> <p>今回 10.0 21.8 45.8 20.9 (-74.5)</p> <p>見通し 9.2 28.9 46.1 14.5 (-63.5)</p> <p>■ 大幅に好転 ■ やや好転 ■ 変化なし ■ やや悪化 ■ 大幅に悪化</p>

特種	一般	回答事業者全体
44	640	684

【調査の概要】平成5年3月より開始、以降3か月ごとの実施。第111回調査は、令和2年10月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年10月31日回収分までを集計。

### 4 一般貨物：今回（令和2年7月～9月期）の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、輸送数量は▲93.4(前回▲116.9)と23.5ポイント改善、運賃・料金の水準は▲29.4(前回▲40.8)と11.4ポイント改善、営業収入(売上高)は▲92.2(前回▲114.8)と22.6ポイントの改善となった。</li> <li>営業利益は▲84.4(前回▲104.2)と19.8ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、輸送数量は▲77.5(今回▲93.4)と15.9ポイント改善し、運賃・料金の水準は▲29.1(今回▲29.4)と0.3ポイント改善する見込みである。</li> <li>営業利益は▲71.6(今回▲84.4)と12.8ポイント改善し水準を上げる見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 17.0 11.3 38.0 43.3 (-116.9)</p> <p>今回 16.3 19.1 48.4 25.9 (-93.4)</p> <p>見通し 17.8 25.3 48.4 18.4 (-77.5)</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 10.6 57.0 26.1 10.6 (-40.8)</p> <p>今回 10.7 60.9 25.3 5.9 (-29.4)</p> <p>見通し 10.7 61.9 23.8 6.6 (-29.1)</p> <p>■ 大幅に上昇 ■ やや上昇 ■ 横ばい ■ やや下落 ■ 大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 11.6 40.8 40.5 (-114.8)</p> <p>今回 8.1 17.5 48.4 25.9 (-92.2)</p> <p>見通し 8.8 24.1 47.5 19.7 (-78.1)</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 13.7 37.3 38.7 (-104.2)</p> <p>今回 10.9 20.3 45.9 24.1 (-84.4)</p> <p>見通し 13.1 25.6 45.9 18.1 (-71.6)</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 横ばい ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>

5 宅配貨物:今回(令和2年7月~9月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配貨物では、輸送数量は142.9(前回78.1)と64.8ポイント改善し、運賃・料金の水準は14.3(前回12.5)と1.8ポイントと改善したことから、営業収入(売上高)は135.7(前回68.8)と66.9ポイント改善した。</li> <li>営業利益は135.7(前回71.9)と63.8ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配貨物では、輸送数量は71.4(今回142.9)と▲71.5ポイント悪化、運賃・料金の水準は14.3(今回14.3)と横ばいで、営業収入(売上高)は71.4(今回135.7)と▲64.3ポイント悪化する見込みである。</li> <li>営業利益は71.4(今回135.7)と▲64.3ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 25.0 46.9 18.8 0 0 9.4 (78.1)          今回 42.9 57.1 0 0 (142.9)          見通 7.1 64.3 21.4 7.1 0 (71.4)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 0 34.4 43.8 21.9 0 (12.5)          今回 0 14.3 85.7 0 0 (14.3)          見通 0 21.4 71.4 7.1 0 (14.3)</p> <p>■ 大幅に上昇 □ やや上昇 ▨ 横ばい ■ やや下落 ▩ 大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 25.0 43.8 12.5 6.3 (68.8)          今回 42.9 50.0 7.1 0 (135.7)          見通 7.1 64.3 21.4 7.1 0 (71.4)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 21.9 46.9 18.8 6.3 (71.9)          今回 35.7 64.3 0 (135.7)          見通 7.1 64.3 21.4 7.1 0 (71.4)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>

※ 宅配貨物に関する各事業部は一部に限定され、社内カンパニー間の取引は宅配貨物を離別して開示している。

6 宅配以外の特積貨物:今回(令和2年7月~9月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配以外の貨物では、輸送数量は▲144.4(前回▲173.9)と29.5ポイント改善、運賃・料金の水準は5.6(前回▲95.7)と101.3ポイント改善し、営業収入(売上高)は▲133.3(前回▲173.9)と40.6ポイント改善した。</li> <li>営業利益は▲127.8(前回▲169.6)と41.8ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配以外の貨物では、輸送数量は▲122.2(今回▲144.4)と22.2ポイント改善、運賃・料金の水準は0.0(今回5.6)と5.6ポイント悪化し、営業収入(売上高)は▲116.7(今回▲133.3)と16.6ポイント改善する見込みである。</li> <li>営業利益は▲122.2(今回▲127.8)と5.6ポイント改善する見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 0 17.4 78.3 (-173.9)          今回 0 55.6 44.4 (-144.4)          見通 0 66.7 27.8 (-122.2)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 0 8.7 34.8 8.7 47.8 (-95.7)          今回 0 27.8 55.6 11.1 5.6 (5.6)          見通 0 16.7 72.2 5.6 5.6 (0.0)</p> <p>■ 大幅に上昇 □ やや上昇 ▨ 横ばい ■ やや下落 ▩ 大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 0 17.4 78.3 (-173.9)          今回 0 50.0 44.4 (-133.3)          見通 0 61.1 27.8 (-116.7)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 0 21.7 73.9 (-169.6)          今回 0 55.6 38.9 (-127.8)          見通 0 55.6 33.3 (-122.2)</p> <p>■ 大幅に増加 □ やや増加 ▨ 横ばい ■ やや減少 ▩ 大幅に減少</p>

# 交通事故発生状況（10月末）

鳥取県警察本部  
交通企画課長

## 1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（10月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年10月末	2,261	164	13
令和元年10月末	2,531	199	24
増減数	-270	-35	-11
増減率	-10.7%	-17.6%	-45.8%

## 2 交通事故発生状況（10月中）

○発生件数	51件	前年対比	-22件	(-30.1%)
○死者数	1人	前年対比	-1人	(-50%)
○負傷者数	55人	前年対比	-28人	(-33.7%)

## 3 死亡事故の状況（10月）（13件 13人）

### (1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	3	3	5	1	0	1	13
令和元年	8	7	5	0	2	2	24

### (2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	4	8	1	13
令和元年	5	16	3	24

### (3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	4	8	13
令和元年	0	2	8	14	24

### (4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	2	3	8	0	0	13
令和元年	6	2	16	0	0	24

### (5) 時間帯別発生件数 昼間 11件 夜間 2件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和2年	0	3	8	2	13
令和元年	6	5	7	6	24

### (6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	8	4	13
令和元年	0	1	14	9	24

### (7) 高齢死者の内訳 本年 8人 前年 14人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和2年	6	2	8
令和元年	9	5	14

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年	2	2	4	0	8
令和元年	5	2	7	0	14

## 栄えある運輸支局長表彰を受賞

さる 11 月 2 日（月）、中国運輸局鳥取運輸支局長表彰規程に基づき、鳥取県自動車整備振興会 2 階会議室において表彰式が行われ、片岡鳥取運輸支局長から表彰状が授与されました。

「自動車関係功労者鳥取運輸支局長表彰」の令和 2 年度トラック部門受賞者は以下の方々と、いずれも永年にわたりトラック事業の振興や輸送の安全に寄与され、多大な功績を収められました。

受賞された皆様に心からお祝い申し上げます。

### 事業役員の一部

(有)惣運	代表取締役	竹内 正雄 氏
(有)岡田機動工業	代表取締役	岡田 義則 氏
(有)三和運送	取 締 役	竹田 佳生 氏
(有)ふくおか運輸	代表取締役	福岡 誠一 氏
(有)愛通	代表取締役	佐藤 愛 氏

### 運行管理者の一部

(有)永田商事	運行管理者	濱川 芳隆 氏
---------	-------	---------

### 事業用自動車運転従事者の部

舍人運送(有)	田中 孝行 氏
日本通運(株) 鳥取事業所	大竹 成美 氏
日本通運(株) 鳥取事業所	坂本 武俊 氏
岡山県貨物運送(株) 鳥取支店	森田 光温 氏
中部貨物(有)	嶽下 季久夫 氏
(株)北和	福本 豊 氏
(株)小鴨	牧田 輝利 氏
日本通運(株) 倉吉事業所	南 真人 氏
岡山県貨物運送(株) 米子主管支店	田中 靖久 氏
岡山県貨物運送(株) 米子主管支店	安達 真生 氏
日通トランスポート(株) 米子支店	雑賀 道明 氏
(有)日野運送	藤原 武夫 氏



(有)永田商事  
濱川 芳隆 氏 (左)



日本通運(株) 鳥取営業所  
大竹 成美 氏 (左)



日本通運(株) 鳥取事業所	坂本 武俊 氏	(上段・左)
日本通運(株) 鳥取事業所	大竹 成美 氏	(上段・左から二番目)
(株)小鴨	牧田 輝利 氏	(上段・右から二番目)
(株)北和	福本 豊 氏	(上段・右)
		(代理出席 松田 栄一郎氏)
(有)永田商事	濱川 芳隆 氏	(下段・左)
鳥取県トラック協会	前田 裕明 専務	(下段・左から二番目)
鳥取運輸支局	片岡 俊一 支局長	(下段・中央)
鳥取県トラック協会	菅埜 元晴 副会長	(下段・右から二番目)
舍人運送(有)	田中 孝行 氏	(下段・右)

## 安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰受賞

広島県広島市で開催を予定していた全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会が今年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止となりました。例年、この大会で安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者の表彰式を行っていましたが、感染予防対策をの状況等を踏まえ、東京都港区のメルパルク東京で首都圏の支部の受賞者を中心に11月12日に表彰式が行われました。

当支部からは参加者はいませんが、受賞者様の事業所に伺わせていただき伝達をさせていただきました。受賞された事業所様、受賞者様に心からお祝い申し上げます。

### —安全衛生表彰 進歩賞—

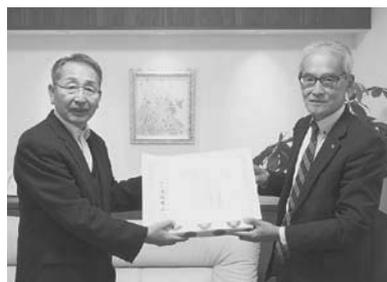
(有)大田商店 (鳥取市)  
オグラ建材運輸(株) (東伯郡)  
山陰すぎもと物流(有) (米子市)

### —優良フォークリフト等運転者表彰—

(株)クオリティライン	谷口 友亮 (岩美郡)
岡山県貨物運送(株) 倉吉営業所	山脇 卓己 (倉吉市)
日ノ丸西濃運輸(株) 倉吉営業所	澤成 勇太 (東伯郡)
山進運輸(株)	杵築 清隆 (境港市)



オグラ建材運輸(株) 小椋知章社長



山陰すぎもと物流(有)  
杉本幸道社長 (左)  
鳥ト協 日野所長



## 中国トラック協会 事故防止研修会を開催

中国トラック協会は、本年を最終年とする事業用トラックによる事故件数、死者数の半減、飲酒運転の根絶を目指した「事業用自動車総合安全プラン」の取組みを一層、強力に推進するため、事故防止研修会を開催しました。

研修会では、事業用トラックによる交通事故発生状況をはじめ、事故防止対策や異常気象時における輸送の在り方への対応、取組みなどについて学びました。

また、中国5県ト協が交通事故防止の決意を表明するため「交通事故防止に関する宣言」を採択しました。

### 〔研修会概要〕

1. 日 時 令和2年10月27日(火) 15時00分～17時00分
2. 場 所 「福山ニューキャッスルホテル」 2階 ばらの間 広島県福山市三之丸町8-16
3. 出席者 39名 中国トラック協会理事、監事、事務局  
来賓：中国運輸局 河原畑局長、森井自動車交通部長、宮長広島運輸支局長、  
(公社)全日本トラック協会 梶野理事長
4. 内 容 (1) 講演 第1部  
テーマ「事業用トラックによる交通事故の現状と安全対策について」  
講 師 中国運輸局自動車技術安全部長 原野 康寅氏  
(2) 講演 第2部  
テーマ「中国四国管区内高速道路の交通情勢について」  
講 師 中国四国管区警察局 総務監察・広域調整部 広域調整第二課 課長補佐 世並 貴志氏  
(3) 報告事項「中国トラック協会 事業活動中間報告について」  
報告者 中国トラック協会 専務理事 岩本 和則  
(4) 事故防止宣言の採択



主催者挨拶 中ト協 小丸会長



中ト協 事故防止研修会 状況



講演1部 講師  
中国運輸局 原野 自動車技術安全部長



講演2部 講師 中国四国管区警察局  
広域調整第二課 世並 課長補佐



来賓挨拶 中国運輸局 河原畑 局長



事故防止宣言 山ト協 喜多村会長

### 交通事故防止に関する宣言

我々トラック運送業界は、交通事故ゼロを目指すため「事業用自動車総合安全プラン」に基づき、安全輸送の確立を図るとともに、法令遵守をはじめ、追突事故・交差点事故防止に向けた取組みを積極的に推進しているところである。

こうした中、悲惨な交通事故は、後を絶たず、多くの尊い人命が、失われていることを真摯に受け止め、あらためて、交通事故防止の徹底が求められているところである。

現下のトラック運送業界を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあるが、「安全・安心な輸送の確保」は、トラック運送業界の最優先課題であるという認識をあらためて共有し、有責重大事故や悪質な違反、速度超過に起因する事故の根絶に向け、決意を新たに、トラック運送業界の英知と総力を結集して、次のとおり交通事故防止に関する宣言を行う。

- 一、飲酒運転の根絶
- 一、車間距離の確保と制限速度の遵守
- 一、信号機のない横断歩道における歩行者優先
- 一、交差点での右左折時における安全確認の徹底
- 一、健康管理と漫然運転防止の徹底

以上、宣言する。

令和2年10月27日

中国トラック協会 令和2年度 事故防止研修会

## 県出身国会議員に対する要望活動 ～令和3年度税制改正・予算に関する要望を実施～

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）は、去る11月13日（金）、県出身の4人の国会議員

- ◎ 石破 茂 衆議院議員（秘書 瀬淵 資水 氏）
- ◎ 赤澤亮成 衆議院議員（秘書 田中 清美 氏）
- ◎ 舞立昇治 参議院議員（秘書 中園めぐみ 氏）
- ◎ 青木一彦 参議院議員（秘書 佐々木弘行 氏）

の国会事務所を訪問し、「令和3年度税制改正・予算に関する要望書」（全ト協及び鳥ト協両会長連名）及び「令和3年度高速道路料金割引制度に関する要望書」（日貨協連及び鳥貨協連両会長連名）を手交して、トラック運送業界に対する理解と協力及び支援について要望を行いました。



石破茂衆議院議員 瀬淵 資水秘書（右）



赤澤亮成衆議院議員 田中 清美秘書（右）



舞立昇治参議院議員 中園 めぐみ秘書（右）



青木一彦参議院議員 佐々木 弘行秘書（左）

## 中国横断自動車道岡山米子線の「4車線化促進に向けた総決起大会」開催

去る11月13日（金）午前、東京都千代田区衆議院第1議員会館において、「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進総決起大会」が開催されました。

赤澤衆議院議員、舞立参議院議員等県出身の国会議員や平井鳥取県知事、伊木米子市長を含め多くの首長、県議会議員等各関係議員及び関係団体役員が出席され、池田国土交通省道路局長等関係者に「早期4車線化実現」に向けた対応を要望しました。

また、出席団体のうち2名の方が代表として、4車線化の重要性、早期4車線化促進に向けた意見発表をされました。

鳥取県トラック協会からは、前田専務理事が出席しました。



挨拶をする 平井鳥取県知事



## 鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催される（中部・西部地区）

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で11月12日（木）に倉吉市の伯耆しあわせの郷で、11月13日（金）に米子市の米子コンベンションセンターにおいて本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて会員事業所に普及を図り、荷主等との交渉に活用いただくためのセミナーを開催いたしました。

セミナーでは中国運輸局鳥取運輸支局の久保博嗣 首席（米子会場）及び田中和也 氏（倉吉会場）から「標準的な運賃」の趣旨、目的、概要等についての説明があり、続いて㈱日通総合研究所の金澤 匡晃 氏から「標準的な運賃」を活用する場合の運賃料金変更届け出書の作成方法や、運賃活用の際の適用ルールとなる運賃料金適用方の作成等についての具体的な説明が行われました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年11月12日（木） 13:30～16:30	伯耆しあわせの郷 大研修室 倉吉市小田 458	29名
令和2年11月13日（金） 13:30～16:30	米子コンベンションセンター 国際会議室 米子市末広町 294	56名

### —内容—

「標準的な運賃」の告示の概要について

講師：中国運輸局鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 久保 博嗣 氏（米子）

講師：中国運輸局鳥取運輸支局 運輸企画専門官 田中 和也 氏（倉吉）

「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について

講師：株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏（両会場）

全ト協のHPでは「標準的な運賃」の特設ページが設置されており、「標準的な運賃」に関わる解説動画もご覧いただけます。

全日本トラック協会HP 標準的な運賃 特設ページ

[https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei\\_jigyoho\\_202008.html](https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html)

### 倉吉会場



開会挨拶をする  
鳥ト協 前田専務



「標準的な運賃」の告示の概要について説明する  
鳥取運輸支局 田中運輸企画専門官



告示内容及び活用方法を解説する  
㈱日通総合研究所 金澤 匡晃氏

### 米子会場



開会挨拶をする  
鳥ト協 宮本事務局長



鳥取運輸支局  
久保首席運輸企画専門官



参加者の皆さん

標準的な運賃セミナー  
東・中・西部地区で  
鳥ト協

【鳥取】鳥取県トラック協会（川上和人会長）は12日、標準的な運賃のセミナーを中部地区の倉吉市で開いた。県全域からより多くの会員に参加してもらうため、13日には西部地区の米子市で、また10月14日には東部地区の鳥取市で、それぞれ同様の内容で実施した。

前田裕明専務は「我々が労働環境改善に取り組んでいくために、標準的な運賃は大きな力と後ろ盾になる。他業種と比べ安い賃金、長い労働時間という課題を解決する大きな柱の一つだ」と強調。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大によって運送事業者も大きな影響を受け、トラックの売却やドライバーの解雇を余儀なくされるなど、大変厳しい経営環境が続いている。そうした中でも、エッセンシャルワーカーとして感染防止と経済活動の活性化という大きな課題に対応してもらいたい」と述べた。

各地区とも、鳥取運輸支局の担当官が標準的な運賃の告示の概要を説明。更に、活用方法について、日通総合研究所の金沢匡晃プリンシパルコンサルタントが助言した。（矢野孝明）

2020年（令和2年）11月27日（金） 物流ニッポン

## 鳥ト協 「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」開催される

鳥取県トラック協会は全日本トラック協会との共催で「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」—ITを活用した生産性向上—を開催し、会場で8名、Zoomを使用したWEBセミナー形式の参加で7名が受講しました。

今回のセミナーでは働き方改革に対応した時間短縮等、労働環境改善対策の一環として、中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性向上を目的としてIT機器及びシステムの活用事例を学びました。セミナーの後半では(株)ナブアシスト様のご協力で会場でロボット点呼のデモンストレーションを行い受講者の方々も大変関心を持っているようでした。

また、今回鳥取県トラック協会が開催したセミナーでは初めてZoomを使用したWEBセミナー形式でも参加していただきました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年11月19日(木) 13:30～16:30	一般社団法人鳥取県トラック協会 3階研修室	15名

内WEBセミナー参加者7名

—内容—

近代経営システム研究所 代表取締役 森高 弘純 氏

- ① ITの活用方法(活用のメリット、効果的なシステムの策定)
- ② 生産性向上に向けたIT機器及びシステムの活用事例
- ③ 全ト協車両原価計算シートの活用
- ④ 中小トラック事業者の情報セキュリティ対策
- ⑤ ロボット点呼 デモンストレーション



開会挨拶をする 全ト協  
経営改善事業部 大橋次長



活用事例を説明する  
近代経営システム研究所 森高代表



会場の様子



ロボット点呼のデモンストレーション



参加者の皆さん

## 鳥ト協 エコドライブ講習会を開催（東部地区）

さる10月31日、東部地区において鳥根日野自動車(株)鳥取支店の協力のもと、「エコドライブ講習会」を開催しました。

講習会では、まず受講者全員に通常走行をしてもらい、燃費を計測しました。続いて座学で発進・加速でのアクセルの踏み過ぎやギア位置による燃費の違い、燃費を節約できる減速の方法など、エコドライブについて講義を受けた後、会場周辺の道路をエコドライブで実際に走行してもらい、燃費を計測しました。

エコドライブ走行での燃費を通常走行での燃費と比較した結果7.5%～30.4%の燃費向上が見られ、受講者はエコドライブ運転の必要性を認識して講習会を終了しました。

講習会の状況は次のとおりです。

### 1. 地区別実施状況

区分	開催日	開催場所	受講人員
東部地区 (4t車使用)	10月31日(土)	鳥取県トラック協会・周辺道路 鳥取市丸山町219-1	16名

### 2. エコドライブ運転・燃料費節約効果及びCO2削減効果(年間期待効果)

(年間走行距離：70,000km、燃料単価)：100円/L、保有台数：24台の場合)

#### 4トン車使用の全体平均値(16名)東部会場

	通常運転	エコドライブ	燃費向上率
燃費(km/L)	5.6	6.08	8.4%

年間の 燃料消費量	通常運転	(年間走行距離 ÷ 通常運転燃費) × 保有台数	299,870 L
	エコドライブ	(年間走行距離 ÷ エコドライブ運転燃費) × 保有台数	276,252 L
年間燃料費節約量	通常運転消費 - エコドライブ消費量		23,618 L
年間燃料費節約金額	年間燃料節約量 × 燃料単価		2,361,800 円
年間CO2削減量	年間燃料節約量 × 2.58 ÷ 1000		61.8 トン
杉の木換算本数	年間CO2削減量 ÷ 14.4		4,297 本



挨拶をする 鳥ト協 前田専務



挨拶をする  
鳥根日野自動車 樋野支店長



座学で燃費を節約できる  
減速方法などの講義



会場の様子



エコドライブ走行中



# 鳥ト協 エコドライブ講習会を開催（中部地区）

さる11月7日、中部地区で三菱ふそうトラック・バス(株)と鳥取県中部トラック事業協同組合の協力のもと「エコドライブ講習会」を開催しました。

講習会では、まず受講者全員に通常走行をしてもらい、燃費を計測しました。続いて座学で発進・加速でのアクセルの踏み過ぎやギア位置による燃費の違い、燃費を節約できる減速の方法など、エコドライブについて講義を受けた後、会場周辺の道路をエコドライブで実際に走行してもらい、燃費を計測しました。

エコドライブ走行での燃費を通常走行での燃費と比較した結果6.7%～39.6%の燃費向上が見られ、受講者はエコドライブ運転の必要性を認識して講習会を終了しました。

講習会の状況は次のとおりです。

## 1. 地区別実施状況

区分	開催日	開催場所	受講人員
中部地区 (4トン使用)	11月7日(土)	鳥取県中部トラック事業協同組合・周辺道路 倉吉市清谷町2-113	11

## 2. エコドライブ運転・燃料費節約効果及びCO2削減効果(年間期待効果)

(年間走行距離70,000km、燃料単価)：100円/L、保有台数：20台の場合)

### 4トン車使用の全体平均値(11名) 中部会場

	通常運転	エコドライブ	燃費向上率
燃費(km/L)	6.05	7.37	21.8%

年間の燃料消費量	通常運転	(年間走行距離 ÷ 通常運転燃費) × 保有台数	277,686 <small>リットル</small>
	エコドライブ	(年間走行距離 ÷ エコドライブ運転燃費) × 保有台数	227,951 <small>リットル</small>
年間燃料費節約量	通常運転消費量 - エコドライブ消費量		49,735 <small>リットル</small>
年間燃料費節約金額	年間燃料節約量 × 燃料単価		4,973,500 円
年間CO2削減量	年間燃料節約量 × 2.58		128.3 <small>トン</small>
杉の木換算本数	年間CO2削減量 ÷ 14.4		8,909 本



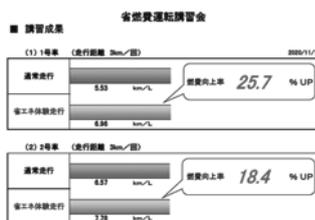
エコドライブについて講義する  
吹野講師



挨拶する鳥ト協 前田専務



座学の様子



結果



エコドライブ講習



## 鳥ト協 人材確保労働セミナーを開催

さる11月24日と25日の2回、鳥取県トラック協会と全日本トラック協会の共催により、米子市と鳥取市の2会場で「人材確保労働セミナー」を開催いたしました。

セミナーでは、日本PMIコンサルティング株式会社 代表の小坂真弘氏をお招きし、新卒、女性労働者、高齢者の働き方に対する傾向を踏まえた効果的な求人などを講演されました。この中で、最近の求人はハローワークや縁故での採用も多く、募集ではネット（スマホ版のウェブサイト等）が多いので、ホームページやスマホを活用したドライバーの獲得戦略の他に、女性ドライバーの採用に当たっての職場環境の整備の重要性、賃金体制についての説明をしていただきました。

セミナーの概要は以下のとおり。

地区	日時	会場	参加人数
西部	令和2年11月24日(火)	米子コンベンションセンター 第4会議室(米子市末広町294)	11人
東部	令和2年11月25日(水)	(一社)鳥取県トラック協会3階会議室 (鳥取市丸山町219-1)	6人

### — 内 容 —

1. 「新時代」における運転者人材の実態
2. 運転者人材等の採用
3. 人材が定着するための職場環境の整備
4. 働き方改革に対応した実務

### 米子会場



開会挨拶をする  
鳥ト協 前田専務

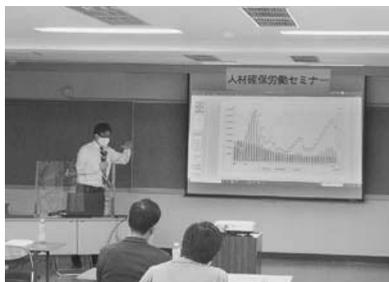


日本PMIコンサルティング(株)  
小坂講師



参加者の皆さん

### 鳥取会場



近年の傾向を解説する  
小坂講師



会場の様子



参加者の皆さん

## 陸災防「荷主向け荷役作業安全ガイドライン講習会」開催される

さる11月17日(火)、陸災防鳥取県支部は、倉吉市の新日本海新聞社中部本社ホールにおいて、「荷主向け荷役作業安全ガイドライン講習会」を開催し、15名が受講しました。

研修会に先立ち、陸災防鳥取県支部の前田事務局長より開会挨拶された後、中国運輸局鳥取運輸支局輸送担当の竹中優氏より「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について」の講習があり、続いて鳥取労働局健康安全課課長平井美敏氏より「荷役災害における労働災害の現状と荷主等に求められる役割」の講習がありました。その後陸災防本部の遠藤聡安全管理士からの講習がありました。

研修会の中では、荷役作業安全ガイドラインの解説テキストを使いながら荷役災害防止に共通する安全対策について、陸運事業者の実施事項、荷主等事業場の実施事項の解説がありました。荷役災害を防止するには、荷役作業において役割分担の明確化や荷役作業における陸運事業者と荷主等との連絡調整、関係法令の遵守、安全設備及び保護具等の使用が大変重要であることを強調されました。

日 時	会 場	参加人数
令和2年11月17日(水) 13:30～16:30	新日本海新聞社 中部本社ホール 倉吉市上井町1丁目156	15名

### —内容—

中国運輸局鳥取運輸支局 輸送担当 竹中 優 氏  
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について

鳥取労働局健康安全課 課長 平井 美敏 氏  
荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士 遠藤 聡 氏  
荷役作業安全ガイドラインの解説  
フォークリフトによる労働災害  
ロールボックスパレット、テールゲートリフターによる労働災害  
陸運事業者との連絡調整



「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について」説明する  
鳥取運輸支局 竹中運輸担当



「荷役災害における荷主等に求められる役割」の講演をする  
鳥取労働局 平井健康安全課長



荷主作業安全ガイドラインの解説をする  
陸災防本部 遠藤安全管理士

## ドライバー確保に向けたトラック運送業セミナーを開催

鳥ト協では、令和2年11月26日(木)鳥取市のハローワーク鳥取において、鳥取県東部地区の求職者16名を対象に、ハローワーク鳥取と共催でトラック運送業についてのセミナーを開催しました。

今後の就職先の候補としてトラック運送業のことを知ってもらい、物流業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に鳥取県東部地区で初めての開催となりました。

当日はトラック運送業を紹介するビデオ上映を行い、鳥ト協浦本副会長より業界全体の規模や課題、労働環境の改善の取組みなどについて説明を行った後、ハローワーク担当官より県内の求人の状況について具体的な説明が行われました。

説明後には参加者より、ドライバー職に就くにあたって仕事内容についてや、免許取得の支援をしているかなどの質問もあり、求職者の方にトラック運送業について知って頂く良い機会となりました。



労働環境改善の取組みについて説明する  
鳥ト協 浦本副会長



県内の求人状況について説明する  
ハローワーク鳥取  
酒本就職支援コーディネーター



当日の会場の様子

## 「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業」説明会を実施

鳥ト協では11月10日(火)に厚生労働省氷河期世代の就職支援事業についての説明会を行いました。

本事業は厚生労働省の委託事業として行われ、求職者の方がトラックドライバーになるために必要な運転免許や知識の取得を支援し、ドライバーの採用を希望する事業者とのマッチングを行う事業です。

当日は委託先のアデコ株式会社より担当者が来所し、第1部に求職者向け、第2部に採用を希望する事業者向けに説明が行われ、第2部には5事業所から7名が参加されました。

制度を利用して採用を希望する事業者は、ハローワークに求人票の登録を行い、同じく本事業にもハローワークと同様の求人登録が必要になる事など、事業への参加方法や進め方などが説明されました。



採用希望の事業者向けに説明する  
アデコ(株) 椎葉氏



会場の様子

## 小学生を対象にした学校キャラバン隊に参画

令和2年11月24日(火)鳥取市立瑞穂小学校の全校生徒47名を対象に、運送業の魅力を伝える学校キャラバン隊に参加しました。

本事業は今年度より鳥取商工会議所の呼びかけで、トラック、バス、タクシーの業種の垣根を越えて、普段の生活の身近にある運送業のことを知ってもらい、運送業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に、今年度鳥取市内の小学校で3校目の開催となりました。

当日トラック協会では、因伯通運(株)浦本社長よりトラック運送業について説明を行い、続いて日本通運(株)鳥取事業所山根様よりドライバーの仕事について説明を頂きました。

教室での説明会後は日本通運(株)鳥取事業所の協力を頂き中型トラックを学校校庭の車両展示スペースに用意し、各種車両に触れる体験として参加生徒に荷台や運転席への体験乗車を行いました。

生徒からの質問時間では、「なぜトラックのドライバーになったのか」など多くの質問が有り、各質問に対して丁寧に答えていました。

参加生徒には楽しく運送業の事を学習してもらい、貴重な体験となりました。



挨拶をする  
鳥ト協 浦本副会長



ドライバーの仕事について説明する  
日本通運(株)鳥取事業所 山根氏



車両展示のスペースでの  
体験学習の様子

## 鳥取県トラック協会で自主防災訓練を実施

令和2年11月27日(金)鳥取県沖で大規模な地震が発生し、広域にわたり甚大な被害が生じたとの想定で、鳥取県と協力し鳥取県トラック協会が自主防災訓練を実施しました。

今回は日本海運輸(有)よりご協力(車両1台、人員2名)を頂き、鳥取県庁第2庁舎より避難所設置用点字ブロック、トイレトーパーなど支援物資を積み込み、鳥取空港内の県備蓄倉庫への移送訓練を行いました。

当日は県庁で積み込み準備からの訓練でしたが、当初の設定時間から遅れることもなくスムーズに訓練を行うことができました。



移送訓練をする日本海運輸(有)の従業員



## 初任運転者教育安全運転研修を開催

鳥ト協では、去る11月10日から26日にかけて県内2校の自動車学校において、初任運転者を対象とした安全運転研修を開催しました。

本研修は、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づき、新たに雇い入れられた新任ドライバーの方を対象に義務付けられている、15時間以上の座学・実車を用いた教育のうち7時間を県内3箇所（東部地区1校、西部地区2校）の自動車学校の協力を頂き行うものです。

今回は5事業所より各校で5名が参加して行われました。

研修会では適性検査をはじめ、トラックを運転するための心構えや、トラックの構造や特性に合わせた運転の方法などについて講義を行いました。

受講された皆様には今後の運転業務に向けて充実した講習となった事と思われまます。

会員事業所の皆様におかれましては、本講習の活用をご検討頂きたくお願い申し上げます。



イナバ自動車学校の様子



米子自動車学校の様子

## 東部地区親睦レクリエーション バスツアーで親睦とリフレッシュ！

東部地区連絡協議会（涌本知彦会長）は、去る11月14日（土）親睦レクリエーションを開催しました。

14事業所から社員と家族合計34名に参加して頂きました。

今回のツアーでは新型コロナウイルスの予防対策を十分に行いつつ、城崎マリンワールド、城崎温泉街を訪れて、参加者それぞれが観光や買い物を楽しみ、会員間の親睦をはかりました。



挨拶をする  
東部地区連絡協議会 涌本会長



参加者の皆さん

## 西部地区連絡協議会 親睦レクリエーションを実施

（一社）鳥取県トラック協会西部地区連絡協議会（属 敏宏会長）は、令和2年11月29日（日）境港市周辺地域において、会員事業者27事業所から従業員とその家族を含めた84名の方の参加をいただき、恒例の親睦レクリエーションを実施いたしました。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い社会生活が大きな制限を受けるという未曾有の社会環境下にあるなかで、3密対策の徹底、移動時間の短縮、参加者人員の制限等のコロナ感染対策を行い、レクリエーションの規模を大幅に縮小したうえでの開催となりました。

当日は、日差しがあると思えば、小雨がぱらつく山陰の冬らしい天気となる中、海の玄関口として本年完成した「境夢みなどターミナル」を見学後、バス4台に分乗し、全国にある3千を超えるえびす社の総本山である「美保神社」に参拝し、商売繁盛、コロナ退散祈願を受けたのち、昼食会場へ移動し、其々の従業員、家族に分かれて、美味しい「うなぎの定食」を頂きました。

昼食の後、大根島にある牡丹と温州人参の里「由志園」を観光し、全ての日程を終了しました。

各事業所の従業員・家族の皆さんは、一日を十分に満喫されて家路につかれました。



挨拶をする  
西部地区連絡協議会 属会長



参加者の皆さん

## 鳥ト協 自動車安全運転センターから感謝状を授与

自動車安全運転センターが実施する「運転記録証明書」及び「SDカード」の活用促進への協力に対し、11月2日(月)自動車安全運転センター 所長 松岡則之氏より、(一社)鳥取県トラック協会が感謝状を受けました。



自動車安全運転センター 松岡所長(右)  
鳥ト協 菅埜副会長(左)



## 中部トラック組合 鳥取県へ新型コロナウイルス感染症対策に対する寄付を贈呈

中部トラック事業協同組合(理事長 菅埜元晴)は、組合創立50周年を記念し、鳥取県平井知事へ、現在、感染拡大している「新型コロナウイルス感染症」に対して、寄付の贈呈式を行いました。

また、これを受け鳥取県 平井知事より、中部トラック事業協同組合に対して感謝状の授与がありました。

1. 日時 令和2年11月11日(水)15時30分から
2. 場所 鳥取県庁本庁舎2階 第2応接室
3. 対応者 鳥取県知事 平井伸治
4. 贈呈者 鳥取県中部トラック事業協同組合 代表理事 菅埜元晴  
鳥取県中部トラック事業協同組合 専務理事 河野俊一



鳥取県 平井知事(中央)  
中部トラック組合 菅埜理事長(右)  
河野専務(左)



平井知事(中央)に目録を手渡す菅埜代表理事(右)と河野専務理事

同組合は今年創立50周年だが、一度は式典の延期を決めたが結局、開催を断念。そのための費用を寄付したいと菅埜代表理事、河野俊一専務理事が県庁を訪れ、平井知事に目録を手渡した。菅埜代表理事は「医療関係者に役立ててもらいたい」と話した。

組合では、コロナ禍でマスクが不足した際に、学校給食の配送などに、学校給食の配送などの影響で、創立記念式典が開けなかった鳥取県中部トラック事業協同組合(菅埜元晴代表理事)は11日、式典のために使用予定だった費用を医療機関などへの支援に充ててほしいと鳥取県に寄付した。

2020年(令和2年)11月21日(土) 日本海新聞

鳥取県中部トラック組合 50周年記念 コロナ対策で 県に50万円寄贈

【鳥取】鳥取県中部トラック事業協同組合(菅埜元晴理事長)は11日、県に50万円を寄贈した。3月に設立50周年を迎えたのを記念した社会貢献事業で、新型コロナウイルス感染症防止に役立ててもらおうが目的。

菅埜理事長と河野俊一専務理事が県庁を訪れ、平井伸治知事に目録を手渡した。菅埜氏はマスク不足が深刻化した4月、県は鳥取県に

菅埜理事長(右端)に感謝状を贈る平井知事(中央)と河野専務

同組合は今年創立50周年だが、一度は式典の延期を決めたが結局、開催を断念。そのための費用を寄付したいと菅埜代表理事、河野俊一専務理事が県庁を訪れ、平井知事に目録を手渡した。菅埜代表理事は「医療関係者に役立ててもらいたい」と話した。

組合では、コロナ禍でマスクが不足した際に、学校給食の配送などに、学校給食の配送などの影響で、創立記念式典が開けなかった鳥取県中部トラック事業協同組合(菅埜元晴代表理事)は11日、式典のために使用予定だった費用を医療機関などへの支援に充ててほしいと鳥取県に寄付した。

同組合は今年創立50周年を迎えたのを記念した社会貢献事業で、新型コロナウイルス感染症防止に役立ててもらおうが目的。

菅埜理事長と河野俊一専務理事が県庁を訪れ、平井伸治知事に目録を手渡した。菅埜氏はマスク不足が深刻化した4月、県は鳥取県に

菅埜理事長(右端)に感謝状を贈る平井知事(中央)と河野専務

トラック協会(川上和久会長の要請に即応し、倉庫や医療関連向けの運送会社にマスク2500枚を無償的に配布してくださった。あの時は本当にありがとうございました。お礼の意味を込めて、平井氏は「皆さんの大切な寄付のきっかけを説明。医療従事者などのために有効に活用させていただきます」と話した。

(矢野孝明)

2020年(令和2年)11月24日(火) 物流ニッポン

## 「トラックの日」 広報ポスター 道の駅で掲示

(一社)鳥取県トラック協会は、10月9日「トラックの日」における広報活動の一環として、鳥取県内の道の駅にご協力をいただき、トラックの日のポスターを掲示しました。



道の駅 はわい



道の駅 清流茶屋かわはら



道の駅 西いなば 気楽里

## 中国ブロック青年部協議会 研修会を開催

中国ブロック青年部協議会(河合 智哉会長)は、去る11月21日(土)山口県山口市の「湯田温泉ユウベルホテル松政」を配信会場として、令和2年度中国ブロック青年部協議会 研修会をWEB配信で開催しました。

この研修会は新型コロナウイルスの影響により(公社)全日本トラック協会青年部会中国ブロック大会が中止となったことで中国ブロック青年部協議会が行った研修会です。鳥取県からは11名が視聴しました。

開会宣言は中国ブロック青年部協議会副会長を務める乗本義洋鳥ト協青年部会長が行ないました。

児童絵画コンクールの表彰式を行った後、株式会社プロデキューブ 代表取締役 高柳勝二氏より『社内と車内で実践できる健康と安全の伝え方～ドライバーとの会話で事故と離職を防止する～』と題して、社内と車内で行える健康法についての新しい実践法や発想、事業継続のための人材を育成し離職を防ぐための方法について講演を頂きました。

次年度ブロック大会開催地挨拶は中国ブロック青年部協議会副会長を務める乗本義洋鳥ト協青年部会長が行ないました。



挨拶をする  
中国ブロック青年部協議会 河合会長



挨拶をする  
鳥ト協 乗本青年部会長



会場の様子

## 令和2年度中国霊柩自動車協会 中国ブロック研修会開催される

さる11月2日(月)、広島市の広島県トラック総合会館において令和2年度中国ブロック研修会が開催され、中国地方の霊柩事業経営者・実務担当者40余名が参加し、2部構成で研修会を行いました。

研修会の第1部では、広島県警察本部 交通部企画課 課長補佐 吉田真太郎氏をお招きして、「改正道路交通法と交通事故発生状況について」と題し、歩行者対策の重点化についての説明がありました。

第2部では、(一社)全国霊柩自動車協会 部長 勝基宏氏をお招きして、「霊柩運送事業と新型コロナウイルス感染症対策について」と題し、防護服の着用・脱衣は受講するより、専門の人にやってもらうのが一番の防護策になるとアドバイスがありました。



開会挨拶をする  
中霊協 小山会長



「改正道路交通法について」講話をする  
広島県警 吉田交通部企画課長補佐



参加者の皆さん

鳥ト協 「運送業オープンカンパニー」に参加

## 継続実施が周知の鍵

【鳥取】鳥ト協（川進）は今年も、県内の旅客事業者と合同で実施している体験型セミナー「運送業オープンカンパニー」に参加した。以前は旅客だけだったが、トラック事業者が加わり再発進した。今年で2回目。鳥取市のイナバ自動車学校を会場に、鳥ト協の会員事業者から現役ドライバー2人も参加し、業界の魅力を紹介。目玉の運転体験は大型、中型、準中型と各校の教習車を用意され、参加者が代わるがわる乗車し、構内で運転を体験した。前田裕明専務によると、昨年と同イベントで1人が入職し、行政や経済団体とタッグを組んだ人材確保は各県で行われているが、多くの人が詰めかけ、入職実績もまだ少ないのが現実だ。今、関心がない人に業界を知ってもらうには時間がかかる。同専務が「黙っていてもドライバー不足は解消しない」と話すように、イベントの入職実績がすぐに伴わなくても、継続的に声を上げることでの変化があるはずだ。

(伊藤由貴)

2020年(令和2年)11月2日(月)  
物流 Weekly



道路利用者からの投稿  
「社鳥取県トラック協会」  
川上 和人さん



江府町の位置図

最初に、本年は新型コロナウイルス問題で、日々の生活が「変身」しました。全国では、1,500人9月末時点を超過する方がこのウイルスで亡くなられています。皆様のご幸福をお祈りするとともに、一日も早い収束を願っています。さて、我々の運送業に携わる者の大切な社会的使命は、「皆様の日々の生活を支えること、経済活動を支えること」です。トラック輸送は、国内の貨物輸送量の「9割」を占めている大切なライフラインです。鳥取県に限らず全国のドライバーは、この大切な責任を果たすため、皆様の「ありがとう」(ご声援)の言葉を励みに日々汗を流しています。トラック輸送は、よく人間の「血液」に例えられます。血液は人間が生きてために日々休むことなく体を支え、維持する重要な役割を果たしています。我々も「血液」と同様、皆様が日々安心して生活されるために欠かせない物品を運ぶという大切な役割を担っています。この仕事に絶対欠かれないのが「道路」です。我々運送業者にとって「道路は大切な仕事場所」です。当県は、平成の初めまで、高速道路網の整備の遅れから「陸の孤島」と揶揄されていましたが、道路整備は、運送業にとって、輸送時間の短縮、ドライバーの負担軽減にも繋がり、その整備は、業界全体の切実な願いです。その後、県内の南北東西を結ぶ高速道路網の整備が進み、山陽側、関西方面等へのアクセスも飛躍的に便利になりました。現在、米子自動車道の付加車線工事も順調に進

## 道路は運送業者の仕事場 高速道路の4車線を早く

不足や「長時間労働」という課題解消と魅力ある職場づくりのため、労働環境の改善に全力で取り組んでいます。この課題克服に向け「ダブル連結輸送」「自動運転走行」「中継輸送」等物流の効率化の実証実験も行われています。その推進には、必要なトラックが走りやすい「道路」整備が欠かせません。鳥取県は、西日本豪雨災害

「社鳥取県トラック協会」川上 和人さん



500年の伝統を持つ祭り「江尾十七夜」

「道路は運送業者の仕事場」を和ませてくれるという課題解消と魅力ある職場づくりのため、労働環境の改善に全力で取り組んでいます。この課題克服に向け「ダブル連結輸送」「自動運転走行」「中継輸送」等物流の効率化の実証実験も行われています。その推進には、必要なトラックが走りやすい「道路」整備が欠かせません。鳥取県は、西日本豪雨災害

「道路は運送業者の仕事場」を和ませてくれるという課題解消と魅力ある職場づくりのため、労働環境の改善に全力で取り組んでいます。この課題克服に向け「ダブル連結輸送」「自動運転走行」「中継輸送」等物流の効率化の実証実験も行われています。その推進には、必要なトラックが走りやすい「道路」整備が欠かせません。鳥取県は、西日本豪雨災害

2020年(令和2年)10月28日(水) 道全協だより

# 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和 2 年 10 月)

令和 2 年 11 月 2 日  
(公社) 全日本トラック協会  
日本貨物運送協同組合連合会

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和 2 年 10 月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和 2 年 10 月の運賃指数の概要	
1.	令和 2 年 10 月の運賃指数は、前月比 2 ポイント減、前年同月比 16 ポイント減の 115 であった。
2.	10 月末現在の求車登録件数は 69,873 と前年同月比 62,976 減 (47.4% 減) となった。

## 1. 加入者数、成約件数

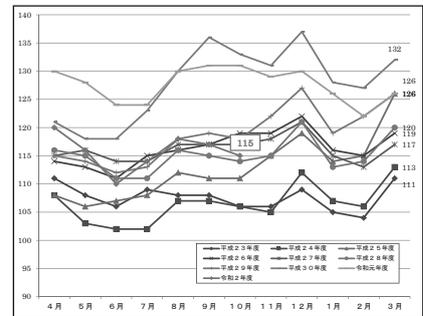
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
加入者数 (ID 数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,020
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	146,768

※令和 2 年度は 10 月末現在

## 2. 荷物情報 (求車) 件数

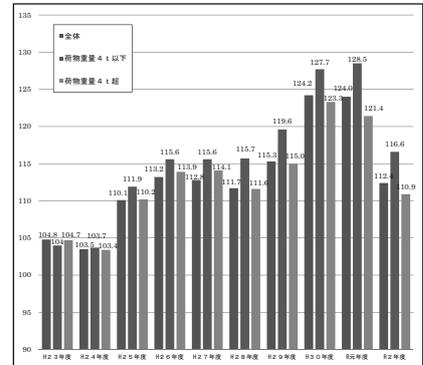
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	402,135

荷物情報 (求車)	令和 2 年 10 月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	69,873	-62,976	-47.4%	-8,928	-11.3%
成約件数	24,465	-1,007	-4.0%	1,731	+7.6%
成約率	35.0%	15.8 ポイント	—	6.2 ポイント	—



## 3. 成約運賃指数 (月別) の推移 (平成 22 年 4 月を 100 とする)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 22 年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成 23 年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成 24 年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成 25 年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成 26 年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成 27 年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成 28 年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成 29 年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成 30 年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和 2 年度	120	116	111	113	118	117	115					



## 4. 成約運賃指数 (年度) の推移 (平成 22 年度を 100 とする)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	112.4
荷物重量 4t 以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	116.6
荷物重量 4t 超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	110.9

※令和 2 年度は 9 月末現在

○成約運賃指数公表の背景  
公益社団法人全日本トラック協会 (全ト協) と日本貨物運送協同組合連合会 (日貨協連) では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT) における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成 25 年 12 月から毎月公表している。  
この指数は、平成 22 年 4 月を基準 (年度指数は平成 22 年度平均を 100) としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。  
※本指数については、WebKIT における成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。  
※平成 27 年 4 月に WebKIT システムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは  
荷物情報 (求車)、車両情報 (求荷) それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKIT とは  
協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成 26 年 4 月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。  
なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 経営改善事業部 金子・大橋・長嶋  
TEL 03-3354-1056

# 適正化事業・巡回指導報告書

令和2年10月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計		
巡回件数	12件	4件	0件	16件		
パトロール延出動台(日)数				11台		
調査事項					指導件数	ワースト5
<b>I. 事業計画等</b>						
○	(1)主たる事務所・営業所			0		
	(2)事業用自動車			0		
○	(3)自動車車庫			0		
	(4)休憩・睡眠施設位置能力			0		
	(5)休憩・睡眠施設管理保守			0		
	(6)届出事項			0		
○	(7)白トラ			0		
○	(8)名義貸し等			0		
<b>II. 帳票類の整備、報告等</b>						
	(1)事故記録			0		
	(2)事故報告書			0		
	(3)運転者台帳			0		
	(4)車両台帳			0		
	(5)事業報告書等			0		
<b>III. 運行管理等</b>						
	(1)運行管理規程			0		
	(2)運行管理者選任			0		
	(3)運行管理者講習			0		
	(4)運転者の確保			0		
◎	(5)過労防止			0		
◎	(6)過積載 ☆			0		
◎	(7)点呼の実施			2	2	
○	(8)乗務記録			0		
○	(9)運行記録計 ☆			1	3	
○	(10)運行指示書			1	3	
◎	(11)安全確保指導			3	1	
○	(12)特別指導			3	1	
○	(13)適性診断			3	1	
<b>IV. 車両管理等</b>						
	(1)整備管理規程			0		
	(2)整備管理者選任			0		
	(3)整備管理者研修			0		
	(4)日常点検			0		
◎	(5)定期点検			1	3	
<b>V. 労基法等</b>						
○	(1)就業規則			3	1	
	(2)36協定			2	2	
	(3)労働時間			0		
○	(4)健康診断			0		
<b>VI. 法定福利</b>						
○	(1)労災雇用保険			0		
○	(2)健康厚生年金			0		
<b>VII. 運輸安全マネジメント</b>						
	(1)運輸安全マネジメント			0		
指導件数合計					19	

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	9	1	2	0	0	0	12
新規	2	0	2	0	0	0	4
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	1	4	0	0	0	16



# 軽油価格推移表 (2020年10月)

令和2年11月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	88.76	90.20	78.74	79.73	92.47	89.16

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギー	88.36	90.10	78.79	79.77	89.33	89.19
出 光	91.38	89.95	79.72	79.77	98.01	90.46
昭 和 シ ェ ル		96.21	79.84	80.18	112.92	93.64
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		93.00		80.83		94.50
コ ス モ		90.58	78.03	79.26		89.93
そ の 他	84.70	88.51	77.80	79.70	89.30	87.93

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	89.26	91.60	78.91	79.92	93.64	89.79
30～50キロリットル未満		84.27	77.13	79.47		85.07
50～100キロリットル未満	81.33	83.27	78.68	79.40	86.05	85.29
100キロリットル以上		80.80		79.23		85.75

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	85.00	91.41	78.60	79.00		89.19
30～60日未満	89.25	90.37	78.68	79.94	92.47	89.07
60日以上	91.75	88.25	78.81	79.59		89.65

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60
2020年7月	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45
2020年8月	91.29	91.13	80.37	80.99	94.14	90.22
2020年9月	88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56
2020年10月	88.76	90.20	78.74	79.73	92.47	89.16

# 11月 業務日誌

2日	(月)	運輸支局 運輸支局長表彰式 中霊協 中国ブロック研修会	鳥取市 広島市
4日	(水)	鳥取県交通安全県民大会	米子市
5～6日	(木)(金)	全ト協 適正化指導員全国研修「特別研修」	みよし市
5日	(木)	運輸支局 整備管理者研修会	東伯郡
7日	(土)	鳥ト協 エコドライブ講習	倉吉市
11日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
12日	(木)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	倉吉市
13日	(金)	鳥ト協 標準的な運賃普及セミナー	米子市
14日	(土)	鳥ト協 東部地区親睦レクリエーション	豊岡市
17日	(火)	陸災防 荷役作業安全ガイドライン講習会	倉吉市
18日	(水)	交通共済 総務・事故防止委員会	広島市
19日	(木)	鳥ト協 I T 活用セミナー	鳥取市
20日	(金)	運輸支局 整備管理者研修会	鳥取市
21日	(土)	中青年 中国ブロック大会	WEB 会議
24日	(火)	鳥ト協 人材確保（労働）セミナー 商工会議所 学校キャラバン隊	米子市 鳥取市
25日	(水)	鳥ト協 人材確保（労働）セミナー	鳥取市
26日	(木)	交通共済 事業委員会 事故対 内部監査（基礎）セミナー 中国ブロック適正化指導員小規模グループ研修会	広島市 鳥取市 山口市
29日	(日)	鳥ト協 西部地区親睦レクリエーション	鳥取市

# 12月 行事予定

2日	(水)	関西広域応援訓練	WEB会議
3日	(木)	商工会議所 学校キャラバン隊(遷喬小) 全ト協 理事会	鳥取市 東京都
4日	(金)	鳥ト協 職員防災研修	境港市
7日	(月)	全霊協 運営委員会	WEB会議
11日	(金)	交通共済 理事会 運輸支局 適正化連絡会議	広島市 鳥取市
23～24日	(水) )\n(木)	事故対 運行管理者等一般講習	倉吉市
29～31日	(火) )\n(木)	事務局年末休業	

## 年末年始の業務について

(一社)鳥取県トラック協会

年末の取扱い：令和2年度12月28日(月)まで

年始の取扱い：令和3年度1月4日(月)から



トラック

# Ko To 共済

(交 通)

## キャンペーン

突然ですが  
自動車保険の無料見積をしませんか？  
経費節約のお手伝いがしたいです。

**期 間**

2021年3月31日(水)まで

**特 典**

お見積りをご依頼頂いた事業者様に  
1,000円分のクオカードまたは粗品  
を進呈 (ご加入の自動車保険証書が必要です)

鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226

鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260

事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

**トラック交通共済の夜間・休日事故受付**

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応

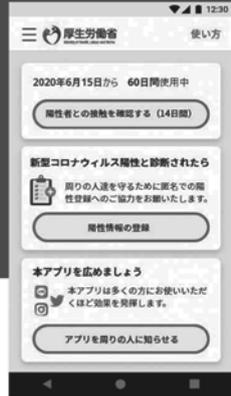


携帯・PHS OK

**0120-94-1356 (JNS)**

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。



\*画面イメージ

厚生労働省  
**新型コロナウイルス  
接触確認アプリ**  
(略称: COCOA)  
COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取  
ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末のなかだけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般 鳥取県トラック協会  
社団法人

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail [info@torakyo-tottori.or.jp](mailto:info@torakyo-tottori.or.jp)

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616